

障害児通所支援事業所各位

芦屋市こども・健康部子育て推進課

令和3年4月以降の障害児通所支援事業所の対応について

平素より本市の福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

「学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年7月7日付事務連絡（8月6日一部修正））でお示ししていた、電話等による代替的支援に係る利用者負担の免除（放課後等デイサービスのみ）について、令和3年3月で終了します。

令和3年4月より、下記のとおり取り扱いますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 電話等による代替的支援の取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、児童の居宅訪問や電話等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となることを、継続します。
- ・ 代替的支援を行った日時、支援方法、支援内容等について、必ず記録を残してください。また、実績記録票の備考欄に、代替的支援を行ったことがわかるように必ず記載してください（国保連合会に伝送する実績記録票についても同様）。
- ・ 令和2年度については、放課後等デイサービス事業所が行った代替的支援に係る利用者負担について公費で負担することとしていましたが、令和3年4月利用分から利用者負担が発生します。代替的支援を行うことによって生じる利用者負担について、保護者に丁寧に説明し、同意を得てください。

2. 定員超過減算・人員欠如減算の取扱いについて

新型コロナウイルスに関連した理由により、定員を超えて児童を受け入れた場合や、一時的に人員基準を満たさない場合についての定員超過減算・人員欠如減算を適用しない取扱いについては、当面の間継続します。ただし、安全・衛生管理については十分に配慮し、人員基準等を著しく欠いた運用とならないように注意してください。

3. その他

ご不明な点については市へお問い合わせください。芦屋市以外で支給決定されている児童の取扱いについて、各市町村へお問い合わせください。

以上

（連絡先）

芦屋市こども・健康部子育て推進課

電話：0797-38-2045（直通）